

環境基本計画見直しに係る「化学物質の環境リスクの低減」 第 2 回検討会合 議事要旨（案）

日時 平成 17 年 9 月 14 日（水） 14:00～17:00

場所 経済産業省別館 8 階 846 会議室

出席者

【化学物質検討メンバー（指名メンバー）】

中杉座長、浅野委員、上路委員、池田委員、河内委員（代理：奥村氏）、崎田委員、白石委員、安井委員

【その他総合政策部会委員】

大塚委員、高橋委員、石坂委員、江頭委員、筑紫委員、永里委員、松原委員

【担当部局】

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 佐々木室長

農林水産省大臣官房環境政策課 藤本課長

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室 横田室長

経済産業省製造産業局化学物質管理課 獅山課長

国土交通省都市・地域整備局下水道部 津森流域管理官付補佐

環境省水環境部企画課 松田課長補佐

【事務局】

環境省環境保健部化学物質審査室 森下室長

環境省環境保健部環境安全課 上家課長、戸田課長補佐

環境省環境保健部環境リスク評価室 北窓室長

環境省総合環境政策局環境計画課 佐野課長、苦瀬計画官

三井情報開発株式会社総合研究所 新見、正路

配付資料

資料 1 環境基本計画見直しに係る「化学物質の環境リスクの低減」第 1 回検討会合 議事要旨

資料 2 第 1 回中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会 議事要旨

資料 3 第 13 回中央環境審議会環境保健部会（平成 17 年 9 月 1 日）における指摘事項

資料 4 委員からの書面意見

資料 5 「新しい環境基本計画のあり方」に関する意見募集結果（化学物質関連部分）

資料 6 厚生労働省ヒアリング資料

資料 7 農林水産省ヒアリング資料

資料 8 経済産業省ヒアリング資料

資料 9 国土交通省ヒアリング資料

資料 10 環境省ヒアリング資料

資料 11 第三次環境基本計画における重点分野「化学物質の環境リスクの低減」の戦略的プログラムに関する委員指摘事項

資料 12 第三次環境基本計画における重点分野「化学物質の環境リスクの低減」の戦略的プログラム 骨子案

1. 開会【中杉座長】

- ・ 前回の第1回検討会では、戦略的プログラムの内容と方向性を議論した。今回（第2回）は戦略的プログラムの具体的な記述内容の議論を行い、第3回では事務局の作成した素案を煮詰めるという段取りである。
- ・ 本日は各省の取組のヒアリングを行う。この内容と、8月24日の意見交換会での議論、9月1日の保健部会での検討結果を踏まえて議論をお願いしたい。

2. 資料確認・出欠確認【事務局 戸田】

- ・ 検討メンバーの欠席者は、北野委員、佐藤委員、中村（由）委員。
- ・ 総合政策部会委員の河内委員の代理として奥村氏が出席。

3. 総合政策部会による意見交換会、環境保健部会及びパブリックコメントの結果報告【事務局 戸田】(資料1～5)

4. 関係省ヒアリング

(1) 厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

関連する法律

毒物及び劇物取締法

- ・ 人体に対する急性的な危害を及ぼす可能性のある毒物及び劇物の取り締まりを行うための法律
- ・ 毒性の強さから、毒物、劇物（毒物より毒性が弱い）に分類され、毒物101種と劇物353種が登録されている。
- ・ 毒物劇物について、以下の対応を行っている。
 - ◇ 毒物、劇物への表示
 - ◇ 毒劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供（安全データシート：MSDS）
 - ◇ 製造業、輸入業、販売業の登録
 - ◇ 毒物劇物取扱い責任者の設置等の基準
- ・ 表示及びMSDS（安全データシート）に関するGHS（化学品の分類と表示に関する世界調和システム）への対応として、分類作業を進めている。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

- ・ 経済産業省と環境省との共管である。
- ・ 厚生労働省の担当は、ヒトの毒性に関わる部分であり、具体的には変異原性試験や反復投与による人への長期毒性に関する情報収集や評価を行っている。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

- ・ 有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から、必要な規制を行うものである。
- ・ ホルムアルデヒドなど、20物質を有害物質として指定し、有害物質及び各有害物質の家庭用品中含有量等の規制基準を、皮膚への毒性、発がん性、慢性毒性などの観点から設定している。
- ・ 基準を逸脱する家庭用品の販売規制については、都道府県の監視員が監視・指導を行っている。
- ・ 企業の自主的取組については、法律上製造・輸入業者等による製品に含有される物質の健康影響の把握が位置づけられており、と、製品群毎の安全確保マニュアル作成の手引きを作成。

主な取組

Japan チャレンジプログラム

- ・ 厚生労働省、経済産業省及び環境省の3省と産業界の連携による、既存化学物質の安全性情報の収集の加速化と国民への情報発信を行うもの。
- ・ 現在、年間1000トン以上生産されている660種類の有機物質が対象である。
- ・ 国による情報収集のほか、事業者による自主的な情報収集を促している。

化学物質のリスク評価、管理に関する国際協調

- ・ OECD(経済協力開発機構)では、高生産量既存化学物質の安全性点検等への対応のためのプログラムとして、2004年～2010年に1000物質に対する安全性の情報収集を行っており、日本はその中の99物質を担当している。また、毒性試験法の共通化のため、専門家の派遣なども行っている。
- ・ アジェンダ21の第19章を推進するIFCS(化学物質の安全性に関する政府間フォーラム)では、常設委員会へ参加しているほか、関係省庁と連携してナショナル・プロファイルの策定などを実施している。

化学物質のリスク評価法等に関する調査研究

- ・ 類似構造の化学物質について評価する「QSAR」、「カテゴリーアプローチ」、毒性評価にゲノム技術を応用した「トキシコゲノミクス」等の有害性評価法の高度化に関する研究の実施。これにより、安全性点検の効率化・動物愛護・費用の軽減に貢献。
- ・ 化学物質の内分泌かく乱作用を確認するための詳細試験法の開発等の調査研究を実施し、今年の3月に中間報告書報告書(追補その2)を出したところである。

今後の課題

- ・ Japan チャレンジプログラムなどによる、既存化学物質の安全点検の加速化

- ・ 暴露情報も加味したりリスク評価・管理
- ・ OECDでの協力を継続すること、WHO・IPCSでの健康・環境のリスクアセスメント等の活動への協力、貢献

質疑応答

- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制について、新しい物質を規制対象とするのはどういう時か。(浅野委員)
 - 毒性情報が得られたものについて、分析方法も含めて検討を行い、審議会の審議により規制するかどうかの判断を行う。(厚生労働省)
 - 他省との情報交換に関する連携は実施しているか。(浅野委員)
 - 複数の手法により情報収集を行っているが、例えば日本中毒情報センターに寄せられる情報等の活用も行っている。(厚生労働省)
- ・ 有害物質を含有する家庭用品には防カビ剤、防菌剤などが含まれているようだが、家庭園芸用農薬はどのような扱いか。(安井委員)
 - 農作物に使用するものは、使用者にかかわらず農薬取締法の範疇である。(農林水産省)
- ・ 化学物質の専門省庁をおいている国もあるようだが、日本でもそうしていくべきではないだろうか。(崎田委員)
- ・ この法律が対象とする家庭用品には、どのようなものが含まれるのか。(白石委員)
 - 衣料品など、一般消費者の生活で使われる製品である。ただし、医薬品などは除外される。(厚生労働省)
- ・ Japan チャレンジプログラムにおいて、厚生労働省はどのような目標を定めているのか。(高橋委員)
 - 化学物質の情報収集を3省共同で行っているため、厚生労働省としての個別目標は定めていない。(厚生労働省)
- ・ 労働安全衛生法関係で、職業暴露などの有用な情報が存在するが、これを化学物質の管理に活用しているか。(浅野座長)
 - 具体的には、化学工業の従業員の中毒情報など、人体に対する毒性情報を入手する仕組みなどはあるか。(池田委員)
 - 労働暴露に関する疫学的な研究等が行われており、研究成果が活用されている。(厚生労働省)
- ・ 有害性評価の研究についてどのような毒性に重点を置いているか。(上路委員)
 - 人への健康影響についてはいろいろな評価が存在している。研究の中ではメカニズムを明らかにする取り組みもなされている。発がん性、生殖毒性、遺伝毒性などは重要テーマであると考えられる。(厚生労働省)

(2) 農林水産省大臣官房環境政策課

関連施策

環境保全型農業推進

- ・ 平成 4 年に環境保全型農業推進室が作られ、環境リスクと農業経営の観点から環境保全型農業の普及をしているが、これ以前から取組は行っていた。
- ・ 地力増進基本指針、施肥基準、防除要否の判断基準等の整備など技術指針を策定し、これを農家に対して提供している。
- ・ 平成 17 年 3 月に、「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」を策定した。農林水産省ではこれを「強い農業づくり交付金」と関連付け、推進施策としている。
- ・ エコファーマーに対する金融・税制の特例措置を実施している。

農薬施策

- ・ 農薬のリスク評価・管理は、ADI の設定は食品安全委員会、残留農薬基準の設定は厚生労働省、土壌の残留性基準等登録保留基準の設定は環境省、農薬使用基準の設定は農林水産省と環境省の合同で実施している。また、農薬の検査・登録は農林水産省が担当である。
- ・ リスクコミュニケーションの推進のため、意見交換会の実施や、ウェブサイトやメールマガジンを活用して分かりやすい情報発信を行っている。

農薬の環境リスクの低減対策

- ・ 総合的病害虫管理（IPM）の概念の下、生物的防除や農薬による防除、土壌管理などを適正に組み合わせ、農薬による環境負荷の低減を推進している。
- ・ 国際的な枠組みのもとに行う環境負荷低減の取組として、OECD テストガイドラインの国内制度への導入や POPs 条約への対応を実施している。

肥料における環境負荷低減の取組

- ・ 環境と調和した農業を推進するための適正な施肥の推進と、施肥による環境負荷を一層低減させる施肥技術（機能性肥料や局所施肥技術等）の開発・普及を促進。

今後の取組方向

- ・ 今次、環境基本計画中において、環境保全型農業の推進とともに、農薬関連施策を中心に環境リスク低減の取組の強化を実施してきたところである。農林水産省全体として、引き続きこれまでの取組を実施しつつ、必要な環境リスク低減の取組を推進していく。

質疑応答

- ・ 農薬使用時の作業者(農家)への健康影響データもあると考えられるが、これは安全性評価にどのように利用されているか。(浅野委員)

農薬の登録時に毒性データがとられている。また、農薬メーカーの開発段階、あるいは審議会においての評価によりデータの取得が行われている。(農林水産省)
- ・ 肥料は混合物であるが、不純物のコントロールはどのように行っているか。(浅野委員)

不純物として問題視される重金属に対しては、基準を定めて管理を行っている。(農林水産省)
- ・ 家庭園芸用など一般の人が使う農薬の利用状況は把握しているか。(崎田委員)

農薬取締法が改定され、一般の人も含めたすべての利用者が対象となっている。農家などに対する直接的な指導は難しいが、関係省庁と連携をして指導を行っている。(農林水産省)
- ・ エコファーマーに対する金融・税制の特例措置とは、具体的に何か。(筑紫委員)

環境保全型農業は技術的に難しく、設備投資費用負担もある。このため、環境保全型農業の実施計画を作成して都道府県に登録したエコファーマーは、農業改良資金により無利子で借りることができるほか、特別償却が認められている。(農林水産省)
- ・ 中国などの近隣諸国に対して、国際的な技術指導を行っているか。(永里委員)

国内農業の強化を第一目的としているが、海外に対する技術指導なども実施している。(農林水産省消費・安全局安全管理課 横田農薬対策室長)
- ・ 中国などから輸入される農作物の管理はどのように行われているのか。(永里委員)

食品衛生法の残留基準により管理されている。(厚生労働省)
- ・ 農林水産省の施策は、近所の農家の生産方法が有機栽培に変わってきていることなどから、明らかに感じられる。農家など末端まで浸透させるためにどのようなことを行っているのか。(江頭委員)

農薬使用量の削減は、農家のコスト意識とつながっている。また、推進施策が補助金などとリンクしていることが効果をあげている。(農林水産省消費・安全局安全管理課 横田農薬対策室長)

(3) 経済産業省製造産業局化学物質管理課

化学物質管理体系

- ・ 化学物質の製造、利用、開発段階のみならずそれを利用した製品やユー

ザー産業までを対象とし、化審法、化管法、産業界の自主的取組、フロン等の規制、化学兵器・麻薬原料等の規制などにより、化学物質のリスク評価と適切な管理を行っている。

- ・ 政策基盤としては、科学的知見の充実のため、化学物質の安全性に関する情報収集や、リスク評価及び評価手法の開発、リスク削減技術開発などを実施。また、国際協調のため OECD 化学品プログラムや POPs 条約、PIC 条約、GHS などへの対応を行っている。
- ・ WSSD や REACH などの予防的方策や、製品内の有害物質使用規制（RoHS）など、国際的な潮流に対応。

関連する主な法律

化学物質審査規制法

化学物質排出把握管理促進法

関連施策

化学物質審査規制法

- ・ 平成 15 年に制度改正され、平成 16 年から施行された。
- ・ 動植物への被害防止の観点が入ったことと、難分解性でかつ高蓄積性の既存化学物質について、毒性が明らかになるまでの間も法的な監視の下に置く第一種監視化学物質制度の導入を行った。
- ・ 環境中への放出可能性に着目した事前審査制度の導入や、事業者が有害性情報を入手した場合の国への報告の義務付けも行った。
- ・ 既存の化学物質は約 2 万種類、新規化学物質は年間 300 種類程度である。

JAPAN チャレンジプログラム

- ・ 目的は、化学物質の安全性に関する情報の収集・発信であり、収集する情報は OECD の HPV プログラムと同じ SIDS 項目である。
- ・ 官民連携による事業を推進しており、民間からスポンサーを募集(民間の自主的なコミットメント)している。リスクの観点から優先的に情報収集する物質を選定している。また、収集した情報は一元的に管理し、国民に広く提供することとしている。
- ・ 対象物質は産業界と調整して実行可能なものを選定している。特に、製造・輸入量が 1000 トン以上の 700 物質程度を優先的に実施している。

PRTR 制度（2000 年施行）

- ・ 事業者は、個別事業所毎、対象物質（354 物質）毎に化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握し、排出量、移動量の推計値を国に届け出る。
- ・ 国は、経済産業省及び環境省は届出データを集計し、結果を公表するとともに、関係省庁及び都道府県へ通知する。また、届出データ以外の排出源（家庭、農地、自動車等）を推計して、国全体の推計値などを把握

する。

- ・ 国民は、化学物質の排出、管理状況に関する理解をし、管理状況に対する評価をする役割である。
- ・ PRTR 対象物質の総排出量は約 30 万トン/年であるが、平成 13 年度と比較すると減少傾向である。平成 13 年度及び 14 年度は 5 トン以上生産している物質が対象であったが、平成 15 年度からは 1 トン以上と届出範囲が変化し、届出数が 2 割ほど増加したにもかかわらず、排出量や移動量があまり変化していないことから、自主的管理が進展していると思料。

化管法対象物質のリスク評価（化学物質総合評価管理プログラム）

- ・ 暴露評価手法の開発及びリスク評価手法の開発により、リスク削減効果案の分析を可能とした。

化学物質総合情報提供システム：CHRIP（NITE）

- ・ 収載物質数は延べ約 20 万物質である。
- ・ 年間アクセス件数は順調に増加しており、化学業界のみならず、化学物質の利用者も含め、幅広い業種で活用されている。

化学物質リスクコミュニケーションの推進

- ・ 行政の役割として、化学物質に関する基盤情報の提供が重要である。
- ・ 化学物質総合情報提供システム：CHRIP（NITE）を整備し、情報提供を行っている。
- ・ その他、リスクコミュニケーションとして、説明会の開催やニュースレターの配布などを行っている。

内分泌かく乱化学物質対策

- ・ 2002 年 4 月に有害性評価書を公表した。しかし、内分泌かく乱物質問題については、国際的にも科学的不確実性が多く指摘されているのが現状であり、試験・評価手法と統一的な判断基準の確立に引き続き貢献していくことが重要と考えている。

ダイオキシン対策

- ・ 主たる発生源は、廃棄物焼却炉である。
- ・ ダイオキシン類特別措置法に基づく国の削減計画に従い対策が実施された結果、計画の目標（平成 14 年度に平成 9 年度比おおむね 9 割削減）を達成、翌 15 年度には 95% の削減を実現した。

低濃度 PCB 汚染物対策

- ・ 平成 17 年 5 月、原因究明に関する報告書を取りまとめた。
- ・ 処理方法、処理体制等の基本的方向性を PCB 汚染物対策検討委員会において検討し、本年度内にとりまとめる予定。

国際整合に向けた取組（OECD）

- ・ さまざまな取組をしている。

GHSの目的と対応

- ・ 最近話題になっているが、化学物質の危険有害性に関する分類基準と情報伝達ツール（表示ラベル、安全データ（SDS））の国際的統一化を図ることが目的である。

質疑応答

- ・ 化学物質のリスクコミュニケーションの図は、99年の頃の考え方と全く変化していない。行政の役割は、データベースを作るだけと言っているようだ。その後の産業構造審議会で提案した内容は加味されないのか。（浅野委員）

職員が果たせる役割の中で、最も重要なことは、的確な情報を迅速に出すことだと考えている。ただし、資料やその他の役割に関する見せ方として欠落している部分もある。（経済産業省）
- ・ MSDSはユーザーへの情報提供として、今のままで十分と言えるか。REACHのような仕組みを検討することが必要ではないか。（大塚委員）

製品として最終消費者への情報提供はできていない。PL法の観点もありGHS対応をすすめ、消費者への情報提供を行っていく予定である。（経済産業省）
- ・ アウトカムとしての目標設定は難しいだろう。事業者の参加率、国民への周知度、専門家への認知率などの代替目標がよいのではないか。（高橋委員）

環境の視点で、本当に実施可能な代替目標を検討していくことが必要である。（経済産業省）
- ・ Japanチャレンジプログラムでは700物質を対象とする一方で、CHRIPでは20万物質が対象となっているが、この違いは何を意味するのか。（崎田委員）

CHRIPの20万物質とは、CAS番号としてリスト化されているもので、データがほとんど無いものも含まれている。これは、検索したときにその物質のデータの有無が分かることに意味がある。一方、Japanチャレンジプログラムの700物質は、年間1000トン以上使用されているものであり、データを揃える優先度の高いものである。（経済産業省）

(4) 国土交通省都市・地域整備局下水道部

水循環における下水道の役割と状況

- ・ 水が化学物質移動の媒体のひとつという点に着目して説明。
- ・ 平成15年度における下水処理水の総量は約137.4億m³/年であり、これは生活用水全体の約8割の水量に相当する。
- ・ 神田川の流量における下水処理水の割合（晴天時）は、95.9%であり、

隅田川では 71.0%、多摩川では 32.3%である。

- ・ 下水道は一般家庭や事業所や工場などからの排水を水処理施設と汚泥処理施設で処理し、処理水を河川に流している。
- ・ 下水道には汚水と雨水が合流する「合流式下水道」と、汚水と雨水が別のパイプに流される「分流式下水道」がある。合流式下水道の方が古い方式である。
- ・ 下水処理場内では、水処理工程で沈殿・生物処理等を行い、そこから発生する汚泥は脱水・消化・焼却等を行う。水処理工程では、化学物質が一部揮発したり、処理過程で分解されたりする。また、汚泥や焼却灰などの固形分は、埋立られたり、資材・コンポストなどとしてリサイクルされたりする。汚泥処理で発生する消化ガス・排ガスなどはバイオマス発電として利用されることも多い。

下水道における P R T R 法取組状況

- ・ 平成 15 年の PRTR データによると、全業種からの公共用水域への排出量に対して、下水処理場からの排出量は 30% 以上を占めている。
- ・ 下水道への移動が届出された PRTR 対象物質は 185 種類。また、下水道の PRTR 法の届出対象物質 30 種が下水道を經由して公共用水域に排出されている。
- ・ PRTR 届出対象外事業所や家庭、雨水などからどのような物質が下水処理場に、あるいは直接公共用水域に流れているか不明な状況にある。そのため、17 年度に下水道を經由する未把握の化学物質量を推定するためのガイドラインを策定したところである。

事業場での事故による化学物質流入リスク

- ・ 平成 15 年度には、下水道への有害物質・油の流入事故が多発した。
- ・ こうした状況を受け、事業場における事故により、有害物質等を下水道に排出した者は、直ちに応急措置を講ずるとともに、事故の状況等を下水道管理者に届け出ることを平成 17 年の下水道法改正により義務付けた。

環境ホルモンと下水道の高度処理

- ・ ノニルフェノール、ビスフェノール A 等代表的な 8 物質の下水処理場における実態調査によると、流入量 100 に対し、公共用水域への流出量は 1~30 である。また、汚泥に含まれているものは焼却によりほぼゼロとなる。
- ・ 17 エストラジオールやエストロゲン様活性物質のオゾン処理実験結果では、オゾン濃度を高めることにより除去率が変化し、100%の除去まで到達することが知られている。

化学物質の新たな課題

- ・ 下水道を經由して環境中に排出される医薬品による水環境中の生態系

への影響が懸念されていることから、EU やアメリカにおいては下水処理場での挙動、環境リスク評価などの調査研究が実施されている。

- ・ これについては、日本でも対応をしていく必要があると考えている。

質疑応答

- ・ このような現状について、下水道の側から情報発信をして社会全体に訴えていくべきである。(崎田委員)
積極的に行っていきたい。(国土交通省)
- ・ 市町村では合流式下水道が多いが、分流式に換えていきたいと希望しているところが多い。しかし、コストなどの問題がある。国としてはどのように取り組んでいるのか。(江頭委員)
- ・ また、下水道だけでなく農業集落排水、浄化槽なども組み合わせて効率的に汚水処理の普及をさせていくことが必要ではないか。(江頭委員)
戦前、あるいは戦後すぐに整備された 191 都市において合流式が採用されて残っている状況である。そのため、平成 15 年に下水道の構造基準を改正した上で、平成 16 年からの 5 年間で、分流式並の放流水質に改善するための事業に重点的に取り組んでいるところである。(国土交通省)
農林水産省の農集排、国土交通省の下水道、環境省の浄化槽に関する予算を内閣府にプールして、使いやすくしている。(農林水産省)
- ・ 17 エストラジオールやエストロゲン様活性物質のオゾン処理実験結果が出ているが、下水処理においてオゾン処理は一般的ではない。普通は活性汚泥法、あるいは、活性汚泥法を 2 回実施しているところもあるが、その効果についてはどうか。(池田委員)
オゾン処理は一例として示してある。エストロゲンやエストラジオールの抱合体の挙動については不明な点が多く調査研究が進められているところである。(国土交通省)

(5) 環境省環境保健部環境安全課

化学物質の環境リスク低減のための取組体系

- ・ 化学物質環境実態調査(通称エコ調査)による暴露評価と、Japan チャレンジプログラムや化学物質の内分泌かく乱作用などの情報によるハザード評価をあわせて、リスク評価を行っている。
- ・ リスク管理としては、化審法や農薬取締法などの入り口規制、大気・水・土壌・地下水を対象とした有害物質対策などの出口規制、PRTR や VOC 対策などの自主的取組の促進などの手段がある。その他、アスベストなどに対する個別物質対策や、POP s 条約や有害金属などへの国際的対応も実施している。
- ・ このようなリスク評価とリスク管理の下に、リスクコミュニケーション

や GHS への対応などを行っている。

リスク評価について

- ・ 化学物質環境実態調査（通称エコ調査）は平成 17 年に新しい枠組みとして実施されるようになった。さまざまな調査を行い、暴露量の推計を行っている。
- ・ 化学物質の内分泌かく乱作用に対しては、これまで環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 を実施してきたが、平成 17 年 3 月に ExTEND2005 が公表されたため、今後 5 年間はこれに沿って取組を進める。
- ・ 平成 9 年から環境リスク初期評価に着手し、平成 14 年以降毎年約 20 種類、計 93 物質の結果を公表してきた。引き続き毎年 20 種類程度の物質について環境リスク初期評価を実施していく予定。

リスク管理について

- ・ 2004 年に化審法が改正された。次期法改正（2009 年以降）に向けた検討を進める。（詳細は他省により説明されたため省略）
- ・ 農薬の環境リスク対策としては、水産動植物に係る被害防止に関する登録保留基準が、生態系保全を視野に入れた取組強化のため改定され（平成 17 年 4 月）、食の安全の観点から農薬使用基準が制定された（平成 15 年 3 月）。また POPs 条約に対応して土壌残留及び水質汚濁に係る登録保留基準を改正し、来年 8 月より施行予定である。基準に基づく着実な推進を行うとともに、中長期的には農薬環境リスク低減に向けた新たなリスク評価・管理手法を検討していくことが課題である。
- ・ 有害大気汚染物質対策としては、有害大気汚染物質の自主管理の促進のための指針が改正され、事業者団体により作成された第 2 期自主管理計画が実施された。これにより、対象物質の総排出量を 70-80% 削減できた。
- ・ 水質環境基準については、水生生物保全の観点から環境基準生活環境項目を設定し、中央環境審議会の答申とした。現在、類型指定や排水規制について専門委員会で検討を進めている。
- ・ 土壌・地下水については土壌汚染対策法があるが、自然由来物質の環境媒体間の移動状況把握などが課題である。PCB、ダイオキシン、POPs 農薬による汚染土壌の対策を推進している。また、カドミウムについては平成 18 年度中には方針を出す予定である。
- ・ 化管法に基づく PRTR 制度運用も行っている。（詳細は他省により説明されたため省略）次期見直し（平成 19 年度以降）に向け、現行制度の効果を検証する。
- ・ 揮発性有機化合物（VOC）については、平成 16 年に大気汚染防止法を改正し、法による規制と、事業者による自主的取組のベストミックスによる排出抑制制度を創設した。平成 22 年度までに VOC 排出量を 3 割

削減することを目標としている。

リスク管理（個別対策）について

- ・ 石綿（アスベスト）対策が注目されている。
- ・ ダイオキシン類対策は、長期的にリスク管理を行うよう平成 17 年 6 月に削減計画を変更した。
- ・ PCB 廃棄物については、高濃度 PCB を含む高圧トランス等と、低濃度 PCB 汚染物の両面から対策を推進している。

リスク管理（国際対策）について

- ・ POPs（残留性有機汚染物質）対策については平成 17 年 6 月に国内実施計画を策定し、着実な実施を行うとともに、リーダーシップをとった国際協力が今後の課題である。
- ・ 有害金属対策については、国連環境計画（UNEP）で平成 15 年には世界水銀アセスメント、平成 17 年にはカドミウム・鉛のアセスメントが開始された。来年度から検討を行い、有害金属対策国際戦略を策定予定である。

リスクコミュニケーションについて

- ・ 場の提供として、市民・産業・行政による「化学物質と環境円卓会議」を平成 13 年より計 15 回開催してきたが、開催地が東京ばかりであった。来年度からは、地域ごとの情報提供の枠組み作りを行う予定である。
- ・ GHS についても、関係省庁との協力により実施予定。（詳細は他省により説明されたため省略）

質疑応答

- ・ 環境リスク初期評価を毎年 20 物質程度実施しているとのことだが、最終目標はいくつか。（浅野委員）
PRTR、化審法などの対象として、見込まれている物質を中心に実施しており、最終的な目標は定められていない。（環境省環境保健部 北窓環境リスク評価室長）
- ・ 低濃度 PCB の処理コストが排出者負担のため、処理が進んでいない現状があるというが、これについてはどのように考えているのか。（浅野委員）
担当課から後日回答する。（環境省）
- ・ 環境省のさまざまな取組を体系的に伝えていくことが必要であろう。（崎田委員）
環境基本計画を中心に情報発信をしていく。（環境省）
- ・ エコ調査とリスク評価との関係はどうなっているのか。一方の対象物質が他方の対象物質に含まれるような関係にあるのか。（高橋委員）
エコ調査は初期評価に應えるためだけのものではない。今年度から予算が拡大し、リスク評価に対応する調査として内容が拡充される。（環

境省)

- ・ これまで、リスク評価データを修正したり、その必要性に迫られたりしたことはあったか。(高橋委員)

新しい疫学知見が出た場合には、見直しが必要になる場合もある。現時点では再評価を行ったものはない。(環境省環境保健部 北窓環境リスク評価室長)

- ・ 自然由来のカドミウムなどをどのように管理していくのかが課題である。(上路委員)
- ・ 水質環境基準などにおいて、自然に存在する濃度以上に厳しい基準が作られないように注意する必要がある。(永里委員)

自然界に存在するということも踏まえて、過剰な規制とならないようにする。正確な情報を発信することが重要。(環境省)

- ・ アスベスト処理に係った学生が、皮膚がチクチクする感覚を覚えたと言っていたが、このような情報を吸い上げる仕組みはあるのか。予防的アプローチが浸透していなかったとのことだが、どのような意味か。(松原委員)

各省庁が連携して対策を行っているが、今から考えると予防的アプローチが不足していたと考えられるということ。アスベストは非常に微細な構造のため、皮膚刺激は無いはずである。様々な過剰反応が起きているのも事実で、科学的な知見を集約して対応していく必要性を感じている。(環境省)

- ・ UNEP で水銀や鉛、カドミウムに対する検討が始まっているとのことだが、特にカドミウムは食品経路で摂取されるため、難しい問題である。厚生労働省や農林水産省でも対応しているのか。(池田委員)
- 関係省庁と連携しながら、今後対応していく。(環境省)

5. 「化学物質の環境リスクの低減」の戦略的プログラム骨子案について

(1) 資料説明【事務局 戸田】(資料 11、12)

(2) 議論

- ・ 10 の重点分野のうちの 1 つとしての位置付けである。環境基本計画には、これらの戦略的プログラムだけではなく総論もある。前回の検討会で議論に出された予防原則 / 予防的取組に関しては、化学物質だけにとどまるテーマではないため、総論に組み入れる。それを踏まえて議論いただきたい。(浅野委員)

以前、取り上げられた過去の進捗状況を示したフロー図は、他分野とのバランスを考慮した結果、戦略的プログラム内には組み入れないこととなった。また、骨子案 2 . および 3 . に括弧書きで「2025 年頃における望ましい社会像を見据えた」とあるが、これは環境と経済の

統合ビジョンの目標設定が 2025 年であり、これに基づいた戦略目標と基本的方向を考えるものである。あくまで前提であるので括弧書きの内容は実際には記載しない。(中杉座長)

WSSD の 2020 年目標が削除されているが、これは国際的な目標であるため、これを意識した記述が必要。(崎田委員)

前回の骨子案では、WSSD の文脈の一部を借用していたが、その記述をそのまま引用することは様々な解釈を生む可能性がある。趣旨を踏まえて書くということだと思う。(浅野座長)

- ・ 安心と安全のギャップを埋めるために、リスク管理を統合的に見ていく組織を作るべきではないか。例えば、家庭内の VOC のように、各分野から見落とされがちなものもある。このような抜けが無いように管理する組織が必要である。(安井委員)

そのようなシステムが必要だという記載で対応する。(浅野委員)

- ・ 骨子の 1 . ~ 5 . の骨組みは問題ないか。(中杉座長)
- ・ 5 . に数値目標に関する検討会について記載されているが、具体的にはどのような組織か。(奥村氏)

総合政策部会の検討のための下部組織である。最も使いやすい指標を選定するため、検討を行っている。(浅野委員)

数値目標は検証可能な数字であるべきだが、これが戦略目標と並べられると、性質の差があり違和感がある。(奥村氏)

- ・ 各省の努力が伝わってきた。また、様々な連携が行われていることも理解できた。環境基本計画の文章中には、各省単独の取組なのか、連携しているのかが分かりやすく伝わるよう記述すると良い。(江頭委員)

資料 10-2 には、環境省の第 2 次環境基本計画に対する施策対応表があるが、これと同じような資料を各省にも提出していただきたい。(中杉座長)

- ・ 3 . に「多様な問題に応じた様々な政策手法やインセンティブ等の組み合わせた総合的な化学物質管理の推進」とあるが、具体的には何を意味するか。(上路委員)

各省の発表においても、省庁間の連携が進んでいることが伝わってきたが、未だ不足しているものに関しては、更なる連携が必要である。(中杉座長)

例えば、化学物質のライフサイクルにわたるトータルマネジメントを目指し、今後 5 年間では数物質を手がけるといったことが考えられる。手法、組織、内容など、それぞれの連携が考えられる。(浅野委員)

一方、4 .(2) 効果的・効率的なリスク管理の推進の中には、連携という言葉が不足している。(浅野委員)

- ・ 目標設定には、長期的に取り組むべきものと短期的に取り組むべきものがある。これを踏まえて目標設定しているのか。(高橋委員)

検討すべきことである。なお、PRTR 対象物質のすべてを指標化してしまうと却って漠然としてしまう可能性が高いため、重点物質を絞り込んで指標化することなどを検討する必要がある。同じ結論が出るかどうかは、難しいところ。(浅野委員)
- ・ 2. 「様々な利害関係者が、化学物質の環境リスクについての共通の理解に立ち、自らの役割を自覚しながら、リスク削減のための行動をとっていること」の中に、「生活者や市民が、自らの暮らしの中で自覚をして、行動をとっていくこと」が重要であるという視点を入れていただきたい。(崎田委員)

その視点は組み込まれているが、今後文章にするに当たり、十分考慮すべき。(中杉委員)
- ・ 第二次環境基本計画では、リスクアセスメントという言葉が正しく使われていたが、本日の資料 11、12 では、リスク評価という言葉が多用され、リスクアセスメントという推計的な意味も含めた不正確な使用がされている。(松原委員)

今回のリスク評価とは、まさにリスクアセスメントの意味で用いている。(浅野委員)

6. 今後の予定

スケジュール

- ・ 第 3 回検討会は、10 月 27 日(木) 10 時～12 時。

追加意見について

- ・ 骨子案に対する追加の意見がある場合には、9 月 21 日までに書面にて連絡すること。

7. 閉会

以上